

社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会
高額医療費及び福祉用具購入費等貸付事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 高額医療資金貸付事業（第2条～第9条）
- 第3章 福祉用具購入費等貸付事業（第10条～第17条）
- 第4章 つなぎ資金貸付事業（第18条～第25条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、吉備中央町国民健康保険の被保険者で高額な医療費の支払いに困窮する者、介護保険特定（介護予防）福祉用具購入及び居宅介護（介護予防）住宅改修を行う者、又は、一時的に生活費に困った者に対し、当該医療費の支払い、又は福祉用具購入、或いは住宅改修に必要な資金、生活保護決定までのつなぎ資金（以下「資金」という。）を貸付けることにより、医療の確保と経済的自立、身体精神的自立支援、尊厳の保持などについての生活機能向上を助長し、もってその世帯の生活の安定を図ることを目的とする。

第2章 高額医療資金貸付事業

（貸付の対象者等）

第2条 この資金の貸付（以下「貸付金」という。）を受けることができる者は、高額療養費等の支給を償還払いにより受け取ることができる、吉備中央町国民健康保険の被保険者の属する世帯主で、次の各号に該当する者とする。ただし、第1号及び第2号の規定については、社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 世帯主の前年の総所得金額が200万円以下の者
- (2) 前号に該当する者以外の者で、現に高額な医療費の支払いに、特に困窮していると認められる者
- (3) 吉備中央町国民健康保険税を滞納していない者

2 前項各号に該当する者でも、交通事故等の第三者の行為に係る高額な医療費であると認められるときは、貸付の対象としない。

（貸付金の金額等）

第3条 貸付金の金額は、国民健康保険法等の規定による高額療養費等の支給見込額の90パーセント以内とする。

- 2 貸付金の限度額は、100万円とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 貸付金は無利子とする。

(貸付金の申請)

第4条 資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高額医療資金借入申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) 高額療養費等の算定を行うに必要な医療機関の発行する領収書。ただし、特別の理由があると認められるときは、医療機関の発行する請求書
- (2) 前年の所得証明書（ただし、4月1日～5月31日の間にあたっては、前々年の所得証明書、又は前年分の確定申告書の写し、もしくは源泉徴収票。）

(貸付の決定)

第5条 会長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに内容を審査し、貸付の適否及びその額を決定し、高額医療資金貸付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(資金の貸付)

第6条 資金の貸付の決定通知を受けた者は、借用書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 高額療養費等の受領に関する委任状（様式第4号-1）
 - (2) 保証書（様式第5号）
 - (3) 高額医療費・福祉用具購入費等資金貸付金口座振込依頼書（様式第6号）
 - (4) 印鑑証明書（委任者・連帯保証人）・国民健康保険証（写）
- 2 会長は、前項の規定による書類を受理したときは、速やかに資金の貸付を行うものとする。ただし、貸付金は申請者の指定する金融機関の名義の口座に振り込むものとする。

(貸付金の償還方法等)

第7条 貸付金の償還は、当該貸付金に係る高額療養費等の支給を受けたときとする。

- 2 貸付金の償還方法は、会長が貸付金を受けた者（以下「借受人」という。）から貸付金の償還及び高額療養費等の受領に関する権限の委任を受け、当該高額療養費等をもって貸付金の償還を行うものとする。
- 3 前号による高額療養費等の額が、当該貸付金に満たない場合は、借受人はその不足する金額を会長が指定する日までに償還しなければならない。

(貸付金の返還)

第8条 会長は、借受人が不正な手段などにより貸付を受けたときは、速やかに借受人に対し、貸付金を返還させるものとする。

(氏名等の変更)

第9条 借受人は、氏名又は住所に変更を生じたときは、速やかに高額医療費・福祉用具購入費等資金借受人氏名(住所)変更届(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

2 借受人が死亡したときは、同居の親族等は速やかに高額医療・福祉用具購入費等資金借受人死亡届(様式第8号)を会長に提出しなければならない。

第3章 福祉用具購入費等貸付事業

(貸付対象者)

第10条 この資金の貸付を受けることができる者は、吉備中央町が実施している介護保険特定(介護予防)福祉用具購入費支給及び居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請者、又は決定者とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(貸付金の金額等)

第11条 貸付金の金額の上限は、介護保険法等の規定による支給限度額から自己負担額を除いた額とする。また、限度額に満たない場合は実際にかかる額から自己負担額を除いた額とする。

2 貸付金は無利子とする。

(貸付金の申請)

第12条 申請者は、福祉用具購入費等借入申請書(様式9号)に次の書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) 町に提出する支給申請書の写し
- (2) 福祉用具購入費等の受領に関する委任状(様式第4号-2)
- (3) 福祉用具販売業者発行の請求書及び住宅改修業者発行の見積書
- (4) 介護保険証の写し

(貸付の決定)

第13条 会長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに内容を審査し、貸付の適否及びその額を決定し、福祉用具購入費等貸付決定(却下)通知書(様式第10号)により、申請者に通知するものとする。

(資金の貸付)

第14条 会長は、前条に規定による貸付を決定したときは、速やかに資金の貸付を行うものとする。ただし、貸付金は福祉用具購入先業者、又は住宅改修依頼業者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

2 申請者が資金の貸付を受けたときは、借用書(様式第11号)を会長に提出しなければならない。

(貸付金の償還方法等)

第15条 貸付金の償還は、当該貸付金に係る介護保険特定（介護予防）福祉用具購入費及び居宅介護（介護予防）住宅改修費等の支給を受けたときとする。

2 貸付金の償還方法は、会長が借受人から貸付金の償還及び福祉用具、住宅改修についての給付費の受領に関する権限の委任を受け、当該貸付金の償還を行うものとする。

3 前項による給付金額が、当該貸付金に満たない場合は、借受人はその不足する金額を会長が指定する日までに償還しなければならない。

(貸付金の返還)

第16条 会長は、借受人が不正な手段などにより貸付を受けたときは、速やかに借受人に対し、貸付金を返還させるものとする。

(氏名等の変更)

第17条 借受人は、氏名又は住所に変更を生じたときは、速やかに高額医療費・福祉用具購入費等資金借受人氏名（住所）変更届（様式第7号）を会長に提出しなければならない。


2 借受人が死亡したときは、同居の親族等は速やかに高額医療費・福祉用具購入費等資金借受人死亡届（様式第8号）を会長に提出しなければならない。

第4章 つなぎ資金貸付事業

(貸付対象者)

第18条 この資金の貸付を受けることができる者（世帯）は、次の各号に該当する者（世帯）とする。ただし、会長が、特別な事情で貸付が必要と認めた場合はこの限りではない。

(1) 生活保護申請をした者（世帯）。

(2) 借入申込者と同一世帯の者が、福祉資金を借受けていない者（世帯）。

(貸付金の金額等)

第19条 貸付金額は5万円以内とし、必要とする金額を貸付けるものとする。

2 貸付金は無利子とする。

(貸付金の申請)

第20条 申請者は、つなぎ資金借入金申請書（様式12号）に次の書類を添えて、会長に申請しなければならない。

(1) 生活保護申請を確認できる書類等

(貸付の決定)

第21条 会長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに内容を審査し、貸付

の適否及びその額を決定し、つなぎ資金貸付決定（却下）通知書（様式第13号）により、申請者に通知するものとする。

（資金の貸付）

第22条 会長は、第20条の規定による書類を受理したときは、速やかに資金の貸付を行うものとする。ただし、貸付金は原則、申請者の指定する金融機関の口座（様式6号）に振り込むものとする。

2 申請者が資金の貸付を受けたときは、借用書（様式第14号）を会長に提出しなければならない。

（貸付金の償還方法等）

第23条 貸付金の償還は、生活保護支給が決定したときに、一括償還か月賦償還（10回以内）を選択することができる。

（貸付金の返還）

第24条 会長は、借受人が不正な手段などにより貸付を受けたときは、速やかに借受人に対し、貸付金を返還させるものとする。

（氏名等の変更）

第25条 借受人は、氏名又は住所に変更を生じたときは、速やかに高額医療費・福祉用具購入費等資金借受人氏名（住所）変更届（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

2 借受人が死亡したときは、同居の親族等は速やかに高額医療費・福祉用具購入費等資金借受人死亡届（様式第8号）を会長に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までになされた高額医療資金貸付要綱に基づく処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号

決 定 伺	会 長	局 長	次 長	所 長	係

高 額 医 療 資 金 借 入 申 請 書

年 月 日

社会福祉法人

吉備中央町社会福祉協議会会長 殿

申請者（世帯主）

住 所 加賀郡吉備中央町 番地
氏 名 印

高額医療資金を借入りたいので、社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会高額医療費及び福祉用具購入費等貸付事業実施要綱第4条に基づき、次のとおり申請いたします。

受付年月日		年 月 日		受付番号	
区 分	被保険者	被保険者記号番号		岡 8 1 -	
		氏 名		申請人との 続 柄	
		生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
連帯保証人		住 所		申請人との 続 柄	
		氏 名		年 齢 (歳)	
医療機関の請求額及び診療期間			一部負担の額 円	月 日 ~ 月 日	

様式第2号

高額医療資金貸付決定（却下）通知書

年 月 日

申請者 殿

社会福祉法人 吉備中央町社会福祉協議会
会 長

さきに申請のあった高額医療資金の貸付について、社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会高額医療費及び福祉用具購入費等貸付事業実施要綱第5条に基づき、次のとおり決定（却下）したので通知します。

受付年月日	年 月 日	受付番号	
区分	被保険者	被保険者記号番号	岡81-
		氏 名	申請人との 続 柄
		生年月日	年 月 日 性 別 男 ・ 女
連帯保証人		住 所	申請人との 続 柄
		氏 名	年 齢 (歳)
医療機関の請求額及び診療期間		一部負担の額 円	年 月 日 月 ~ 月 日
貸付決定額	円		
備 考			
貸付条件	(イ) 高額療養費の額が貸付額に満たない場合は、その差額を速やかに返還しなければならない。 (ロ) 借受人の住所氏名の変更又は借受人が死亡した場合は、速やかに届けなければならない。		

様式第3号

借 用 書

一金

円也

住 所 加賀郡吉備中央町 番地

氏 名 印

高額医療資金として、社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会より上記金額を借用いたしました。

返済は、吉備中央町から支払われる 年 月分の吉備中央町国民健康保険高額療養費等で支払うことを確約いたします。

年 月 日

社会福祉法人 吉備中央町社会福祉協議会会長 殿

委 任 状

私儀、社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会会長 _____ を代理人と定め、
次の行為を委任いたします。

社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会高額医療費及び福祉用具購入費等資金貸付事業
実施要綱により借り受けた貸付金の償還に充当するため、 _____ 年 _____ 月分吉備中央町
国民健康保険の高額療養費等の内、借入金相当額 _____ 円の受領に関する権
限。なお、借入金相当額の受領は、下記の（福）吉備中央町社会福祉協議会特別 会長名
義の口座に振り込むものとする。

年 月 日

委任者（世帯主）

住 所 加賀郡吉備中央町 _____ 番地

氏 名 _____ 印

被保険者証記号番号	岡81-
-----------	------

記

振込先 名義人	(福) 吉備中央町社会福祉協議会特別 会 長
金融機関名	岡山市農業協同組合 加茂川支所
口座番号	普通 3023807

委 任 状

私儀、社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会会長 を代理人と定め、
 次の行為を委任いたします。

社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会高額医療費及び福祉用具購入費等資金貸付事業
 実施要綱により借り受けた貸付金の償還に充当するため、介護保険の特定福祉用具（特定
 介護予防福祉用具）購入費または居宅介護（予防介護）住宅改修費等の内、借入金相当額
 円の受領に関する権限。なお、借入金相当額の受領は、下記の（福）
 吉備中央町社会福祉協議会特別 会長名義の口座に振り込むものとする。

年 月 日

委任者

住 所 加賀郡吉備中央町 番地

氏 名 印

被保険者番号（10桁）	
-------------	--

福祉用具購入・住宅改修費総額 円

自己負担額 円

貸付金 円

購入先または業者名

記

振込先 名義人	社会福祉法人 吉備中央町社会福祉協議会 会 長
金融機関名	トマト銀行 賀陽支店
口座番号	普通 4008454

様式第5号

保 証 書

私儀、社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会高額医療費及び福祉用具購入費等資金貸付事業実施要綱に基づく、借入金に係る借受人（委任者）の一切の債務について、連帯して保証します。

年 月 日

社会福祉法人

吉備中央町社会福祉協議会会長 殿

借受人（委任者）

住 所 加賀郡吉備中央町 番地

氏 名 印

連 帯 保 証 人

住 所

氏 名 印

様式第6号

高額医療費・福祉用具購入費等貸付金口座振込依頼書

私議、社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会高額医療費及び福祉用具購入費等貸付事業実施要綱に基づく貸付金、一金 円については、下記口座への振込をお願いします。

年 月 日

社会福祉法人

吉備中央町社会福祉協議会会長 殿

住 所 加賀郡吉備中央町 番地

氏 名 印

記

振込先 名義人	
金融機関名	
口座番号	

様式第7号

高額医療費・福祉用具購入費等資金借受人氏名（住所）変更届

年 月 日

社会福祉法人

吉備中央町社会福祉協議会会長 殿

申請者

住 所 加賀郡吉備中央町 番地
氏 名
電 話 () - 印

下記のとおり、高額医療費・福祉用具購入費等資金借受人の氏名（住所）が 年 月 日変更いたしましたので、社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会高額医療費及び福祉用具購入費等貸付事業実施要綱に基づき提出します。

記

旧住所

新住所

氏名

電 話 () -

受付番号

被保険者記号番号

受 付 年 月 日

様式第8号

高額医療費・福祉用具購入費等資金借受人死亡届

年 月 日

社会福祉法人

吉備中央町社会福祉協議会会長 殿

届出人

住 所 加賀郡吉備中央町 番地
氏 名 印
電 話 () -

下記のとおり、高額医療費・福祉用具購入費等資金借受人が 年 月 日死亡しましたので社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会高額医療費及び福祉用具購入費等貸付事業実施要綱に基づき、提出します。

記

借受人 住 所 加賀郡吉備中央町 番地

氏 名

受付番号

被保険者記号番号

受 付 年 月 日

様式第9号

決定 伺	会 長	局 長	次 長	所 長	係

福祉用具購入費等借入申請書

年 月 日

社会福祉法人 吉備中央町社会福祉協議会会長 殿

申請者

住 所 加賀郡吉備中央町 番地

氏 名 印

福祉用具購入費・住宅改修費を借入りたいので、社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会高額医療費及び福祉用具購入費等貸付事業実施要綱に基づき、次のとおり申請いたします。

フリガナ 被保険者氏名			保険者番号	
			被保険者番号	
生年月日	明・大・昭	年 月 日	性 別	男 ・ 女
住 所				〒
		電話番号 () -		
福祉用具名 又は住宅改修 内 容			事業所名又は 業者名	
購入金額又は 見積金額	円		購入日又は 着工予定日	年 月 日

様式第 10 号

福祉用具購入費等貸付決定（却下）通知書

年 月 日

申請者 殿

社会福祉法人 吉備中央町社会福祉協議会
会 長

さきに申請のあった高額医療費・福祉用具購入費等資金の貸付について、社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会高額医療費及び福祉用具購入費等貸付事業実施要綱に基づき、次のとおり決定（却下）したので通知します。

フリガナ 被保険者氏名		保険者番号	
		被保険者番号	
生年月日	明・大・昭 年 月 日	性 別	男 ・ 女
住 所	〒 岡山県加賀郡吉備中央町 電話番号（ ） -		
福祉用具名 又は住宅改修 内 容		事業所名又は 業者名	
購入金額又は 見積金額	円	購入日又は 着工予定日	年 月 日
貸付決定額	円		
備 考			

借 用 書

一金 円也

住 所 加賀郡吉備中央町 番地

氏 名 印

福祉用具購入費等資金として、社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会より上記金額を借用いたしました。

返済は、吉備中央町から支払われる吉備中央町特定（介護予防）福祉用具購入費及び居宅介護（介護予防）住宅改修費の給付等で支払うことを確約いたします。

年 月 日

社会福祉法人 吉備中央町社会福祉協議会会長 殿

様式第12号

決定 伺	会 長	局 長	次 長	所 長	係

つなぎ資金借入申請書

年 月 日

社会福祉法人 吉備中央町社会福祉協議会会長 殿

申請者 住 所 加賀郡吉備中央町

氏 名

印

つなぎ資金を借りたいので、社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会高額医療費及び福祉用具購入費等貸付事業実施要綱に基づき、次のとおり申請いたします。

申請者氏名		生年月日	
-------	--	------	--

申請者世帯の状況

氏 名	続柄	年齢	生年月日	職業	勤務先等

借入希望額	円
-------	---

様式13号

つなぎ資金貸付決定（却下）通知書

年 月 日

申請者 殿

社会福祉法人 吉備中央町社会福祉協議会
会 長

さきに申請のあった高額医療費・福祉用具購入費等資金の貸付について、社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会高額医療費及び福祉用具購入費等貸付事業実施要綱に基づき、次のとおり決定したので通知します。

フリガナ			
申請者氏名			
生年月日	大・昭・平 年 月 日	性 別	男 ・ 女
住 所	〒 電話番号 () -		
貸付決定額	円		
備 考			

借 用 書

一金 円也

住 所 加賀郡吉備中央町 番地

氏 名 印

つなぎ資金として、社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会より上記金額を借用いたしました。

返済は、生活保護費受給後、直ちに開始することを確認いたします。

返済方法は、(一括返済 ・ 月賦返済 回) とします。

年 月 日

社会福祉法人 吉備中央町社会福祉協議会会長 殿